

市の人事行政の運営状況

「職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況」を、その公正性と透明性を高めることを目的に公表しています。このたび、その内容がまとまりましたので、市民の皆さんにお知らせします。なお、さらに詳しい内容は、市役所3階職員課や市ホームページでご覧になれます。

担当職員課 ☎046(252)7911 FAX)046(255)3550

1 職員数および職員の任免に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日時点)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通 行政 会 計	議会	6	6		
	総務・企画	138	149	11	マイナンバー関連業務の体制強化のため
	税務	33	36	3	税総務関連業務の体制強化のため
	民生	172	178	6	組織改編に伴う主たる業務の変更のため
	衛生	100	99	△1	組織改編に伴う主たる業務の変更のため
	農林水産	4	4		
	商工	5	7	2	観光関連業務の体制強化のため
	土木	43	43		
	計	501	522	21	〈参考〉人口1万人当たり職員数 39.5人
	教育	88	81	△7	組織改編に伴う主たる業務の変更のため
公 営 企 業 等	消防	157	155	△2	退職者不補充のため
	小計	746	758	12	〈参考〉人口1万人当たり職員数 57.4人
	水道	26	26		
	下水道	8	8		
公 営 企 業 等	その他	40	30	△10	組織改編に伴う業務集約のため
	小計	74	64	△10	〈参考〉人口1万人当たり職員数 4.8人
	合計	820 [873]	822 [903]	2	〈参考〉人口1万人当たり職員数 62.2人

※職員数には教育長が含まれていません。[]内は、職員定数の合計です。

(2) 採用者の状況 (令和5年4月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	
行政職	48人	37人	※「行政職」とは事務職、技術職、保育士、保健師、消防士などを、「技能労務職」とは自動車運転手、環境整備員、給食調理員などをいい、採用方法は、試験による採用です。
技能労務職	3人	6人	
合計	51人	43人	

(3) 退職者の状況 (令和4年度)

	定年退職	早期退職	自己都合退職	その他	合計
行政職	10人	2人	19人	3人	34人
技能労務職	7人	0人	0人	0人	7人
合計	17人	2人	19人	3人	41人

※「定年退職」とは定年(原則60歳)での退職。「早期退職」とは人事管理上の目的から定年前に退職する意思を有する職員の募集を行い、認定を受ける退職。「自己都合退職」とは本人の都合による退職。「その他」とは死亡による退職などをいいます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和4年度)

人件費とは職員に支給される給与の他、特別職に支給される給料など、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金などを合計したものです。(普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度 人件費率
131,527人	48,627,717千円	2,149,881千円	7,760,068千円	16.0%	15.8%

(2) 職員給与費の状況 (令和4年度) (普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与額B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
746人	2,648,955千円	986,093千円	1,187,253千円	4,822,301千円	6,465千円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.4歳	306,623円	432,787円
技能労務職	49.1歳	317,433円	417,033円

※「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	座間市	国
一般行政職	大学卒	総合職 189,700円 一般職 185,200円
	高校卒	一般職 154,600円
技能労務職(職種および採用時の年齢によって異なります)	学校給食調理員に33歳での採用の場合	188,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	263,713円	364,656円	389,000円	428,200円
	高校卒	228,400円	324,067円	393,800円	—
技能労務職	高校卒	193,400円	—	337,700円	347,075円

※経験年数30年の一般行政職(高校卒)および経験年数20年の技能労務職(高校卒)は在籍していません。

●市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ発行日以降にお願いします。

(6) 職員の手当の状況 (短時間勤務職員を含み、企業職を除く)

① 期末手当・勤勉手当

座間市		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度) (市長部局一般行政職給料表適用者) 1,594千円		—	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 [1.35]月分	勤勉手当 2.0月分 [0.95]月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 [1.35]月分	勤勉手当 2.0月分 [0.95]月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

※ []内は、再任用勤務職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (令和5年4月1日現在)

	座間市		国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	495千円	18,915千円	—	—

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全会計職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

地域手当は地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価などを考慮して支給する手当です。

支給実績(令和4年度決算)		393,130千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和4年度決算)		445,725円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
座間市全地域	12%	882人
		国の制度(支給率)
		12%

④ 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績(令和4年度決算)	14,825千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和4年度決算)	92,651円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	17.6%
手当の種類	徴収等手当、感染症等業務手当、有害毒物取扱手当、行旅死亡人等取扱手当、消防出動等手当、防災活動手当、福祉業務手当、死体取扱手当、感染症等業務手当

⑤ 時間外勤務手当

区分	令和3年度決算	令和4年度決算
支給実績	214,834千円	250,943千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	320,647円	334,144円

⑥ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

区分	内容と支給単価	国の制度	
扶養手当	配偶者	7,500円	6,500円
	配偶者以外の扶養親族	子 11,000円 それ以外 7,500円	子 10,000円 それ以外 6,500円
	配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人	子 11,000円 それ以外 7,500円	子 10,000円 それ以外 6,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額	5,500円	5,000円
住居手当	持ち家	—	—
	借家・借間	家賃27,000円未満: 家賃額 家賃27,000円以上: 27,000円	家賃27,000円以下: 家賃-16,000円 家賃27,000円を超え61,000円未満: (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 家賃61,000円以上: 28,000円
通勤手当	交通機関等の利用者(片道2km以上)	運賃等相当額(上限額:55,000円)	運賃等相当額(上限額:55,000円)
	自動車等の利用者(片道2km以上)	通勤距離の区分に応じて3,500~31,600円	通勤距離の区分に応じて2,000~31,600円
管理職手当	部長	86,000円	139,300円を上限として定額
	次長	76,000円	
	参事	70,000円	
	課長	64,700円	
	主幹・技幹	59,700円	
管理職員特別勤務手当 ※()内は、4時間未満の勤務	週休日・休日勤務	部長、次長、参事 8,000円(4,000円) 課長、主幹・技幹 6,000円(3,000円)	上限額:27,000円
	平日深夜勤務	部長、次長、参事 6,000円 課長、主幹・技幹 5,000円	上限額:6,000円

(7) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当支給割合(令和4年度)	退職手当支給方法(任期ごとに支給)
市長	921,000円	4.3月分	在職年数×給料月額×400/100 在職年数×給料月額×300/100 在職年数×給料月額×200/100
副市長	744,000円		
教育長	696,000円		
議長	541,000円		
副議長	450,000円	4.3月分	
議員	419,000円		

3 公平委員会の業務状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を県人事委員会に委託して処理しています。

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 職員は、給与などの勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。令和4年度については、係属案件および新規申立はありませんでした。
- 不利益処分に関する不服申し立ての状況 職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服を申し立てることができます。令和4年度については、係属案件および新規申立はありませんでした。
- 苦情処理の状況 職員は、任用・給与・勤務時間・服務・その他勤務条件などの人事管理全般に関する苦情の申し出および相談を公平委員会にすることができます。